県南広域振興局長告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 平成31年3月22日

県南広域振興局長 細 川 倫 史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高木第21地割61番 5 地先から110番 1 地先まで	新	m 39. 4~21. 3	m 39. 2
	旧	36.2~21.3	39. 2
花巻市東十二丁目第9地割80番2地先から80番5地先まで	新	25. 7~25. 3	10.6
	旧	25.3~21.8	10.6
花巻市東十二丁目第12地割30番1地先から31番5地先まで	新	33.9~24.4	10. 6
	旧	29.1~23.5	10. 6
花巻市東十二丁目第12地割136番1地先から第15地割129番 1地先まで	新	51. 6∼32. 9	28. 7
	旧	44.2~32.9	28. 7
花巻市東十二丁目第24地割114番地先から117番3地先まで	新	33.8∼14.5	42.7
	旧	29.6~14.5	42.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 平成31年3月22日から同年4月22日まで